

## 事故もしくは災害初期活動に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、地震や風水害などの異常気象や管路折損及び水質事故等の事故などの緊急時において、豊中市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）又は豊中市上下水道局災害対策本部（以下「局対策本部」という。）が設置されるまでの間、迅速かつ適切な初期活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 事故もしくは災害の規模別配備体制は、次表に掲げるところによる。

配備体制	摘 要
地震配備体制 (A号)	大阪府内に震度「4」の地震が発生又はこれに相当する地震発生によって水道施設（取水・浄水・配水施設、導水・送水・配水管、給水管「公道上」及び給水装置「宅地内」をいう。以下同じ。）や公共下水道施設（下水道管・処理場・ポンプ場・雨水貯留施設）並びに猪名川流域下水道処理施設等の被害予想がされもしくは発生した場合
風水害配備体制 (B号)	台風の進路が近畿地方に予想されるとき又は北大阪に大雨に関する警報が発表され、体制の必要が認められた場合
寒波配備体制 (C号)	低温注意報が発令され、寒波による強い冷え込みが予想される場合又は寒波による強い冷え込みがあり、多数の破裂通報があった場合
渇水配備体制 (D号)	渇水による取水・受水制限等に伴い、給水制限等を実施する場合
特別配備体制 (E号)	水質事故及びテロ災害等上記以外の事故によって、水道施設及び公共下水道施設並びに猪名川流域下水道処理施設に甚大な影響と被害が発生した場合
そ の 他	前各号の相当する状況が発生した場合及び事業の運営に支障をきたす事態が発生した場合

(設置)

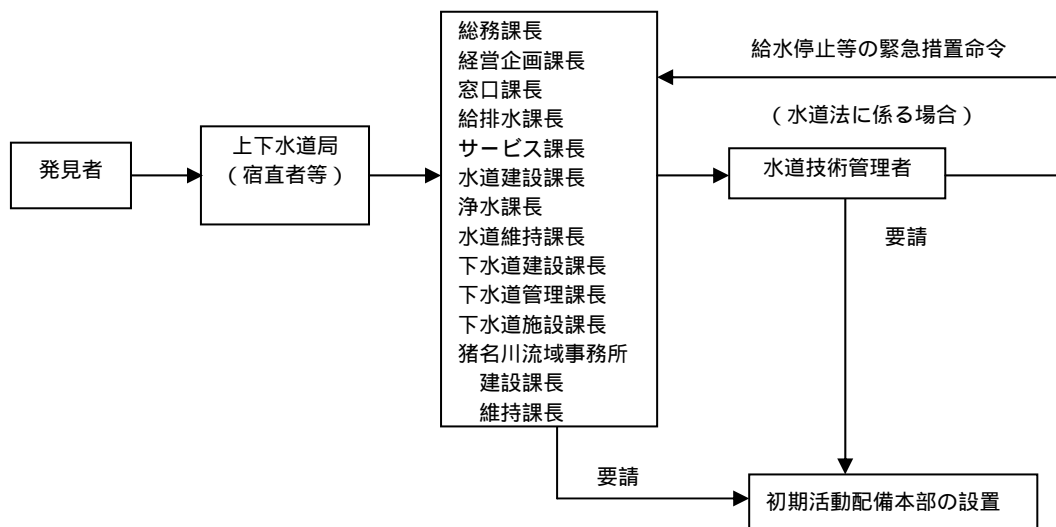
第2条 初期活動の拠点は、被害の状況により次の順位で設置する。

- (1) 上下水道局庁舎
- (2) 柴原浄配水場（水運用センター）
- (3) その他施設

(組織等)

第3条 局対策本部を設置するまでの間、次の連絡体制により情報を伝達するとともに、担当課及び水道技術管理者は初期活動配備本部の設置要請を行うものとする。

【初期活動配備本部を設置するまでの体制】

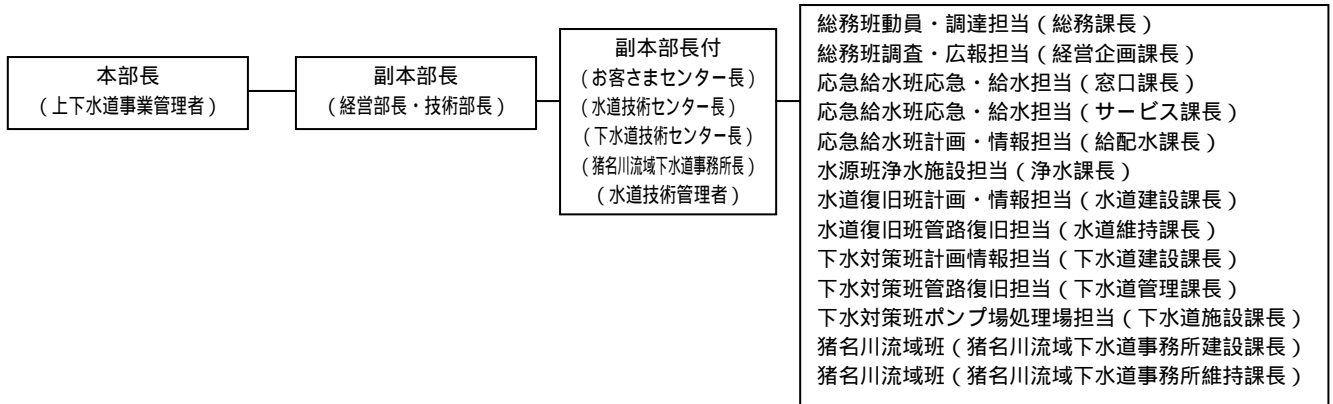


2 担当課及び水道技術管理者より初期活動配備本部の設置要請があった場合には、次に掲げる者をもって初期活動配備本部を図表1の組織とする。

本部長	副本部長	副本部長付	本部員
上下水道 事業管理者	経営部長 技術部長	お客さまセンター長 水道技術センター長 下水道技術センター長 猪名川流域下水道事務所長 水道技術管理者	総務課長
			経営企画課長
			窓口課長
			給排水課長
			サービス課長
			水道建設課長
			浄水課長
			水道維持課長
			下水道建設課長
			下水道管理課長
			下水道施設課長
			猪名川流域下水道事務所建設課長
猪名川流域下水道事務所維持課長			

3 第2項に規定する組織には、次に掲げる体制のもと班を置き、その業務分担は別表1及び別表2のとおりとする。

【初期活動配備本部の班体制】



4 本部は、次の初期活動を行うものとする。

- (1) 職員の出動体制に関すること。
  - (2) 被害状況の把握に関すること。
  - (3) 二次災害の防止に関すること。
  - (4) 応急給水計画の準備に関すること。
  - (5) 応急復旧計画の準備に関すること。
  - (6) その他必要とする事項に関すること。
- (職員の出動基準等)

第4条 本部を設置した時の職員の出動基準は次のとおりとする。

配備体制	勤務時間内	勤務時間外
地震配備体制 (A号)		初期活動配備本部の本部員は、速やかに所定の勤務場所に出動し、初期活動にかかる体制構築を図る。
第1非常配備 震度「4」の地震が発生した場合	豊中市地域防災計画(以下「市防災計画」という。)に基づく震災初動要員に指名された職員は、本部員の指示に基づくものとする。	震災対応マニュアルに基づく震災初動要員(課長級)は、自己及び家族の安全を確保し、地震被害状況を収集して、出動する。

<p>第2 非常配備 震度「5弱」以上の地震が発生した場合</p>	<p>平常業務から即時、初期活動の配備体制に切り替える。</p> <p>配備体制は市災対計画の職員動員計画をふまえ、本部員が職員に指示する。</p> <p>庁舎外で勤務していた職員は、工事現場等の安全対策を講じた後、速やかに帰庁して配備体制に入るものとする。</p>	<p>震災対応マニュアルに基づく震災初動要員（係長級及び初動要員）職員は自己及び家族の安全を確保しこの後、地震被害状況を収集して、所定の勤務場所へ参集する。（参集は自主参集とする）</p> <p>配備体制は、職員の出勤状況及び市災対計画の職員動員計画をふまえ本部員が職員に指示する。</p> <p>非番（交替勤務者等）及び休暇中の職員については、別に定める基準に準じるものとする。</p>
<p>第3 非常配備 震度「6弱」以上の地震が発生した場合</p>		<p>全職員が所定の勤務場所へ参集する。 （参集は自主参集とする）</p> <p>配備体制は、職員の出勤状況及び市災対計画の職員動員計画をふまえ本部員が職員に指示する。</p> <p>災害が広範囲の場合、または交通遮断等の止むを得ない事由により所定の勤務ができないときは、本部から指示された施設等へ参集する。</p>
<p>風水害配備体制（B号） 警戒要員体制</p> <p>A号-1 配備体制</p> <p>A号-2 配備体制</p>	<p>通常勤務から即時、初期活動の配備体制に切り替える。</p> <p>配備体制は本部員が職員に指示する。</p> <p>庁舎外で勤務していた職員は、連絡を受けた後、地震配備体制と同様の対処行う。</p>	<p>参集基準は、兩当番の警戒体制から、市防災計画の風水害対策本部組織に基づき事前に指名された職員は、参集指令を受けた後、速やかに所定の勤務場所へ参集する。</p> <p>配備体制は、職員の出勤状況及び市災対計画の職員動員計画をふまえ本部員が職員に指示する。</p> <p>非番（交替勤務者等）及び休暇中職員については、別に定める基準に準じるものとする。</p>
<p>寒波配備体制（C号）</p>	<p>通常勤務から即時、初期活動の配備体制に切り替える。</p> <p>配備体制は本部員が職員に指示する。</p> <p>庁舎外で勤務していた職員は、連絡を受けた後、地震配備体制と同様の対処行う。</p>	<p>職員は出勤指令を受けた後、速やかに所定の勤務場所へ参集する。</p> <p>配備体制は職員の出勤状況を踏まえ本部員が職員に指示する。</p> <p>非番（交替勤務者等）及び休暇中職員については、別に定める基準に準じるものとする。</p>
<p>湯水配備体制（D号）</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>

特別配備体制 (E号)	同 上	同 上
そ の 他	同 上	同 上

(職員の参集基準)

第5条 参集の対象者は全員とする。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 災害発生時に病気、負傷等の理由により、初期活動に困難であると所属長が認めた者
- (2) 公務のため管外出張中の者
- (3) 豊中市上下水道局職員安全衛生管理規程第31条に定める要休養者及び養護者。なお、養護者については健康上無理のない範囲で、初期活動に従事させることができる。
- (4) その他の事情により、特に所属長が止むを得ないと認めた者

(職員の職務の厳正)

第6条 職員は、災害時における職務の緊急性及び重要性を十分自覚し、かつ、職務の遂行にあたっては、本部長の指示に従い全力をあげてこれに専念しなければならない。

(参集時の留意事項)

第7条 職員は、参集にあたって次のことに留意するものとする。

- (1) 報道等により正確な情報を早く把握し、冷静かつ迅速に自主参集する。
- (2) 初期活動に安全で便利な服装とし、必要と判断される用具をできるだけ携行するものとする。
- (3) 交通機関の運行休止、道路の遮断等により通勤方法に支障が生じた場合は、徒歩、自転車等により参集するものとする。
- (4) 参集途中で得た災害状況等、初期活動を行う上で必要な情報は、参集後速やかに本部員に報告するものとする。

(初期活動内容と分担)

第8条 参集した職員は、ただちに本部の指示に従い、別表1及び別表2の初期活動を分担して行うものとする。

(情報の処理)

第9条 初期活動で得た情報の処理については、図表2及び図表3並びに図表4の事象ごとの情報連絡体制で速やかに措置を行う。

(報告の義務)

第10条 職員は、初期活動で得た情報については本部員に報告するほか、特に初期活動及び継続する災害復旧対策に際し、必要とされる事項については被害状況報告書(別紙第1号様式)を提出しなければならない。

2 本部員は、所属の職員の初期活動職員参集報告書(別紙第2号様式)を本部長に提出しなければならない。

( 広報等の活動 )

第 11 条 初期活動における広報活動等の実施にあたっては、本部員の指示に基づき災害状況に応じた措置を行う。なお、広報活動等に関し、本部長が別に定めることがある。

( 初期活動体制から移行 )

第 12 条 初期活動を完了した職員は、本部からの指示により災害復旧対策の本格的な業務へ移行するものとする。

( 細則 )

第 13 条 この要領に定めない事項及び初期活動に応じて必要な事項については、本部長の判断により、これを決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領に定められた初期活動に係る業務分担については、配備体制の外災害等の状況により、他班の応援もしくは、変更することができる。
- 3 初期活動終了後に設置される豊中市上下水道局災害対策本部（局災害対策本部）の組織図表 1 及び任務分担についても、別表 1 及び 2 を基本として確立するものとする。

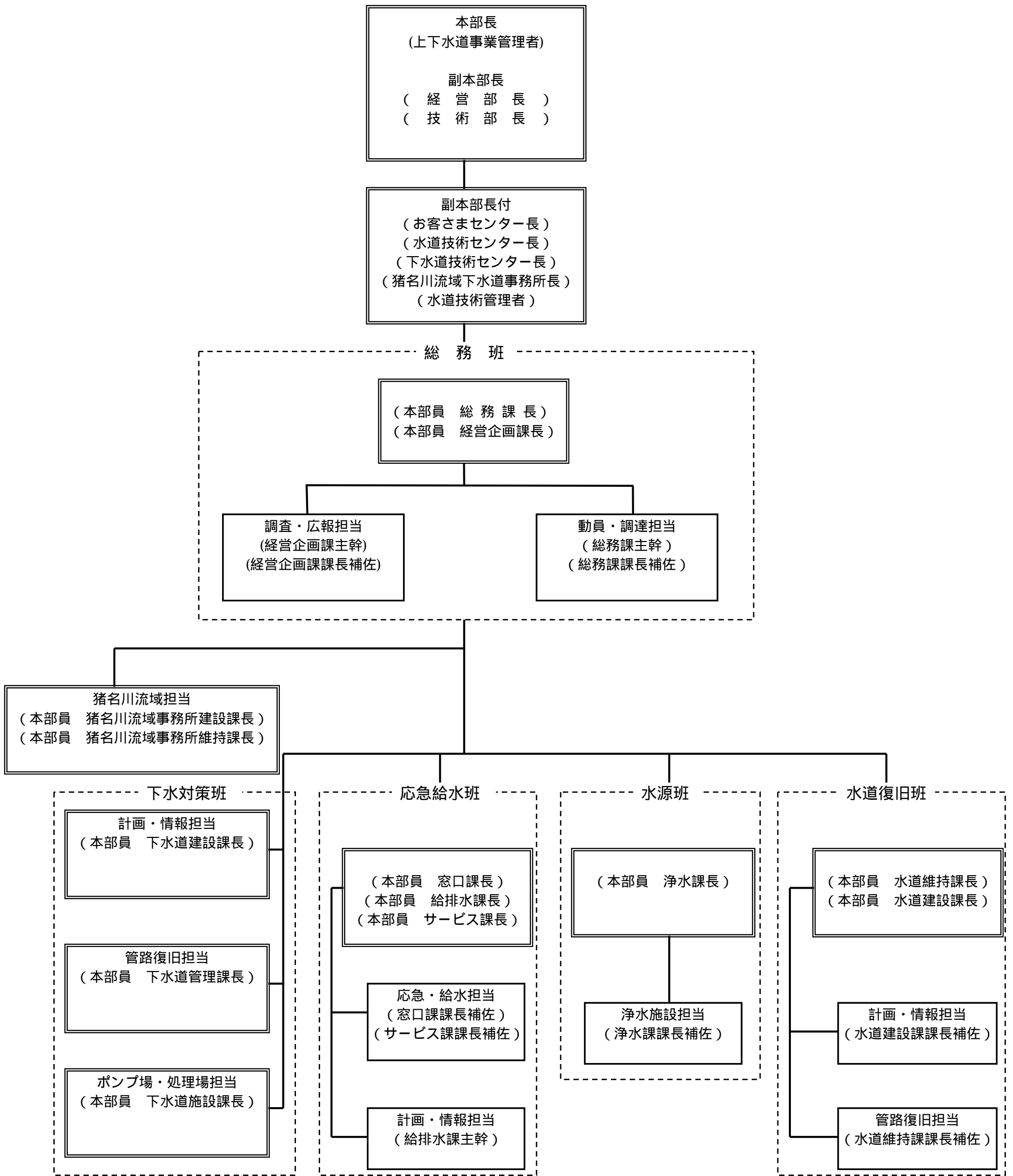
附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 8 月 23 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

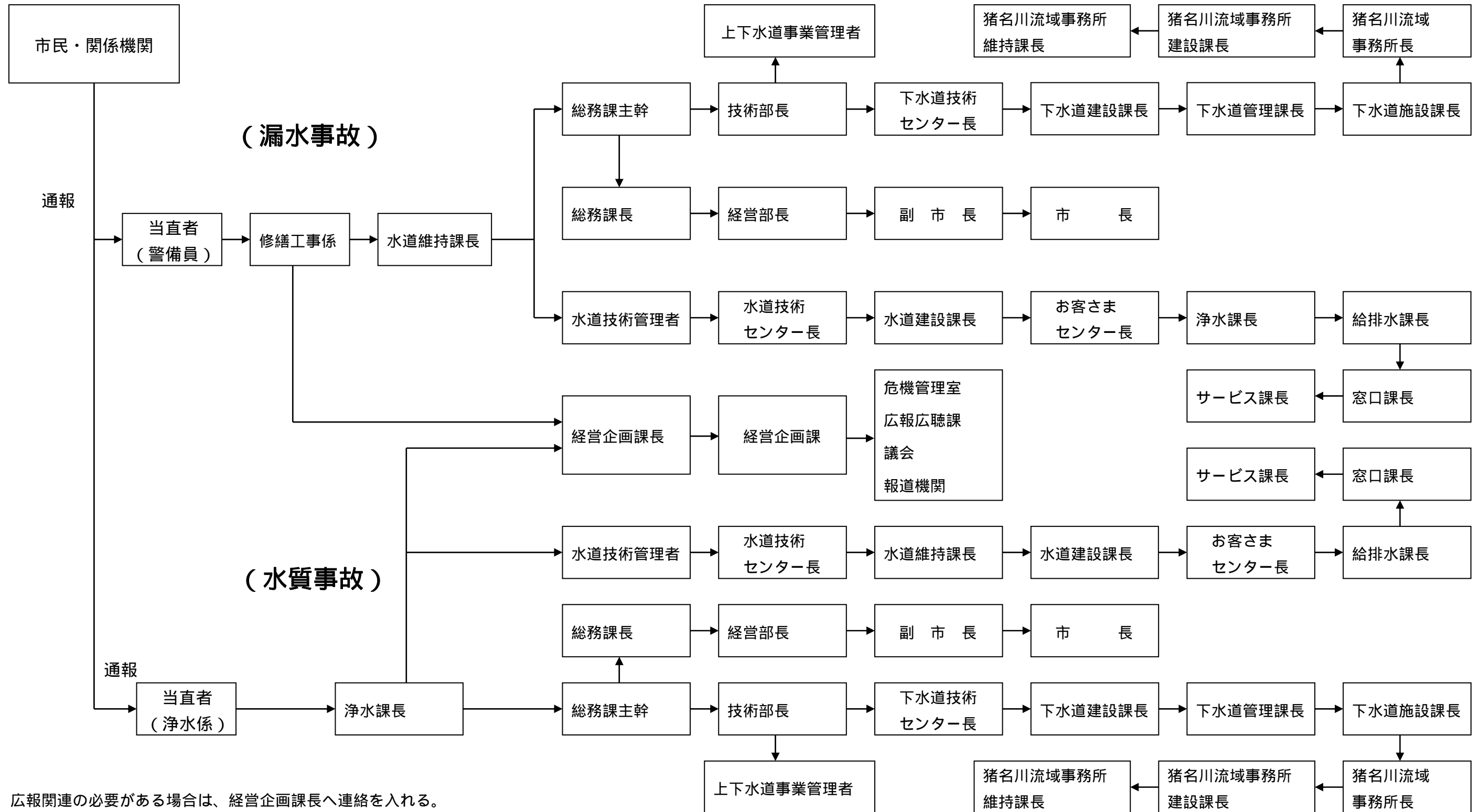
図表1 上下水道局対策本部の組織



: 上下水道局本部員

地震・風水害・寒波・渇水・特別配備情報処理体制(時間外)と併用します。

図表2 情報処理連絡体制〔漏水事故・水質事故〕(時間外)



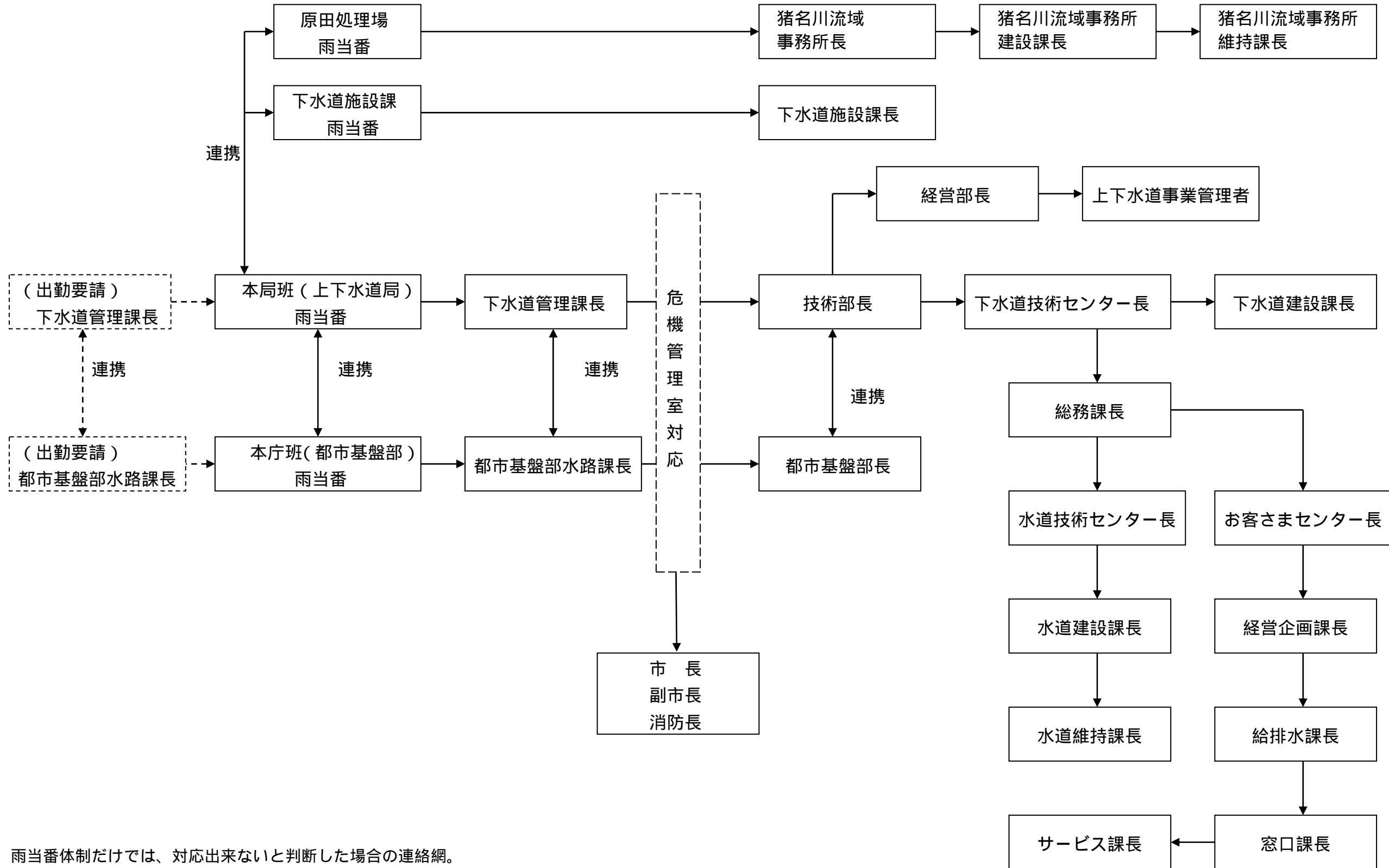
広報関連の必要がある場合は、経営企画課長へ連絡を入れる。

事故の規模により、各所属で作成されてある緊急連絡網で体制を確保する。

緊急連絡網で連絡が取れない場合は、役職順で回すまた、各所属の緊急連絡網においても不在は飛ばして回すこと。

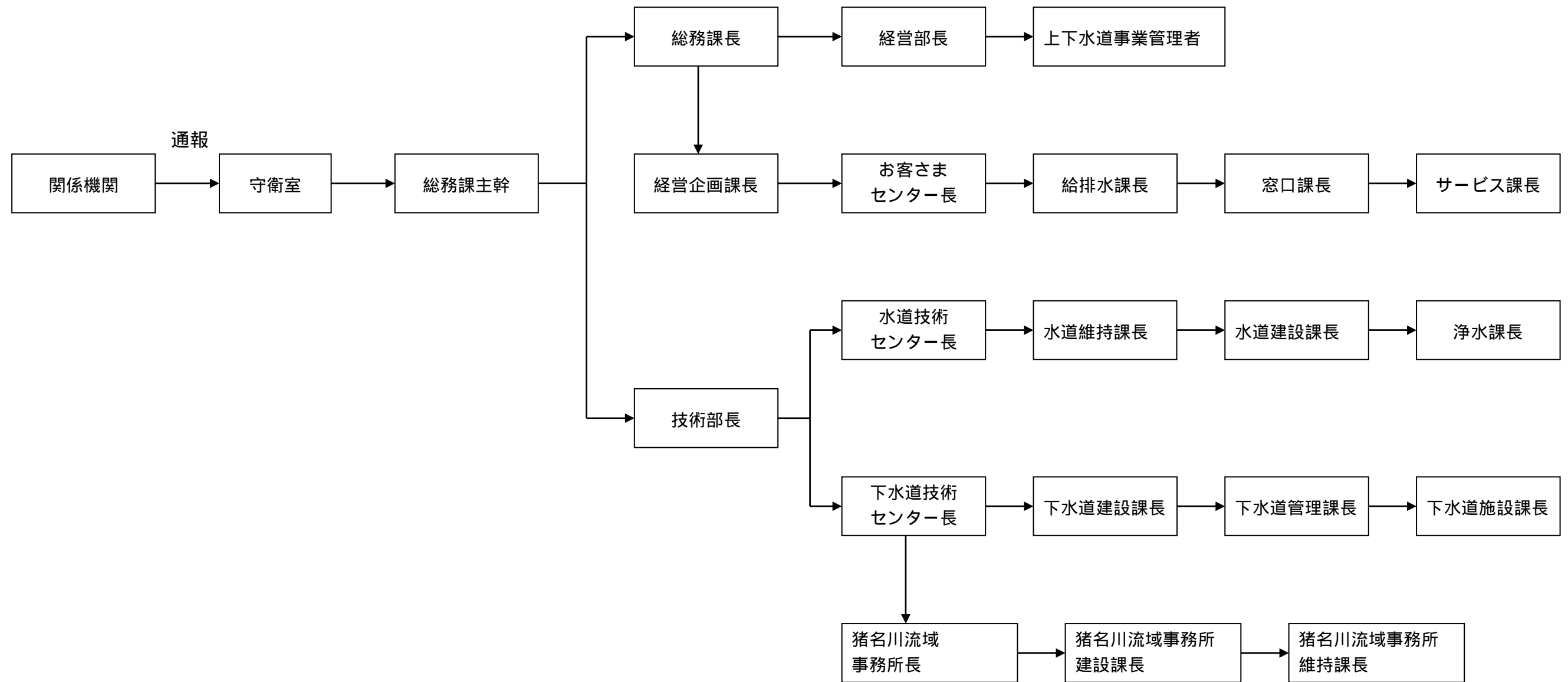


図表3 情報処理連絡体制表〔風水害配備〕(時間外)



雨当番体制だけでは、対応出来ないと判断した場合の連絡網。  
 各所属で作成されてある緊急連絡網で体制を確保する。  
 緊急連絡網で連絡が取れない場合は、飛ばして回すこと。

図表 4 情報処理連絡体制〔特別配備〕(時間外)



事故の規模により、各所属で作成されてある緊急連絡網で体制を確保する。

緊急連絡網で連絡が取れない場合は、役職順で回すまた、各所属の緊急連絡網においても不在は飛ばして回すこと。

別表1 業務分担表

総務班	動員・調達担当 (総務課)	総務係	本部の総務に関すること	
			各班との連絡調整に関すること	
			日本水道協会への応援要請及び調整に関すること	
		職員係	職員の状況把握及び動員に関すること	
			庁舎の保全及び管理に関すること	
	契約管財係	応急資機材・その他応急物資の調達に関すること		
		保険等に関すること		
	調査・広報担当 (経営企画課)	企画調整係	議会・市長部局・報道機関等の連絡調整及び協力要請に関すること	
			市民への広報等の計画及び指導に関すること	
			職員に対する情報等の伝達に関すること	
情報システム係		情報の収集及び記録に関すること		
経理係	応急対策に要した費用の整理に関すること			
	応急用資器材等の確保及び出庫に関すること			
風水害体制：動員・調達及び調査・広報に関すること				
応急給水班	応急給水担当 (窓口課)	収納係	苦情等の受付・調整及び処理に関すること	
			大口需要家等に対する個別要請及び指導に関すること	
		料金係	応急給水活動の実働に関すること	
	被害調査の実働に関すること			
	営業係	需要家との折衝及び調整に関すること		
		サービス係	苦情等の受付・調整及び処理に関すること	
	計量管理係		応急給水活動の実働に関すること	
		計画・情報担当 (給排水課)	給水管理係	指定工事業者に対する出動要請に関すること
	給水工事係		飲料水の搬送等応急給水の総合指揮に関すること	
			応援給水に関する一切の業務	
排水設備係	応急給水の応援			
風水害体制：市民からの電話受付及び処理の関すること				
水道復旧班	計画・情報担当 (水道建設課)	水道計画係	市内各地区の給・配水計画に関すること	
			配水量のコントロールに関すること	
			復旧方法の調整・策定に関すること	
	管路復旧担当 (水道維持課)	水道建設係	監督官庁への連絡及び建設業者への応援依頼・作業指導に関すること	
			配水管に起因する赤水等発生時の対策処理に関すること	
		維持管理係	修繕等に関する調整・処理に関すること	
			漏水等の調査に関すること	
修繕工事係	被害給・配水管等の修理に関すること			
	応援修繕に関する一切の業務			
風水害体制：下水対策班と連携して浸水被害現地調査に関すること(簡易な浸水処理を含む)				
水源班	浄水施設復旧担当 (浄水課)	浄水係	府営水道との連絡調整及び受・配水量の計画・調整に関すること	
			取水・浄水・配水施設の運転・操作・復旧に関すること	
	水質係	原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関すること		
風水害体制：除外				
下水対策班	計画・情報担当 (下水道建設課)	下水道計画係	関係部局及び関係機関への連絡調整に関すること	
			下水道建設係	復旧方法の調整・策定に関すること
		建設業者への応援依頼・作業指導に関すること	管路復旧担当 (下水道管理課)	管理係
	改良係			修繕等に係る調整・処理に関すること
	水質指導係	公共下水道に係る水質調査に関すること		
	ポンプ場・処理場担当 (下水道施設課)	ポンプ場係	ポンプ場の運転・操作・復旧に関すること	
			雨水貯留施設の操作・復旧に関すること	
		水質係	庄内処理場及びポンプ場の水質管理及び薬品管理に関すること	
			施設操作係	庄内処理場の運転・操作・復旧に関すること
	設備係	庄内処理場及びポンプ場の機械・電気設備の修繕に関すること		
風水害体制：水道復旧班と連携して浸水被害現地調査に関すること(簡易な浸水処理を含む) ポンプ場・処理場担当は庄内処理場及び各ポンプ場の運転操作に関すること				
猪名川流域担当 (猪名川流域事務所維持課)	維持係	事務所の保全及び管理に関すること		
		施設係	原田下水処理場1・2系施設の保全及び管理に関すること	
		1・2系保全係	原田下水処理場1・2系施設運転・操作・復旧に関すること	
		3系保全係	原田下水処理場3系施設運転・操作・復旧に関すること	
		水質係	原田下水処理場の水質管理及び薬品管理に関すること	
猪名川流域担当 (猪名川流域事務所建設課)	建設係	流域下水道の府県との調整に関すること		
		設備係	流域下水道の機械・電気設備の修繕に関すること	
風水害体制：原田処理場の運転操作に関すること				

別表2 初期活動業務と役割分担表

業務区分		業務項目	主な実施担当*1								
			本部長	水道技術管理者	総務班	応急給水班	水源班	水道復旧班	下水道対策班	猪名川流域班	
初動体制の確立	初動体制の確立等	職員の動員と配備 職員参集時における被害状況把握 局庁舎及び施設の点検と二次災害防止（火災防止・危険物等の措置）									
応急体制の確立	指揮・命令 総合調整	指揮・命令	上下水道部初期活動配備本部の統括・指揮・命令[対策本部長、水道技術管理者] 班の活動の統括・指揮・命令[本部員] 担当の活動の統括[担当責任者]								
		会議等	上下水道部初期活動配備本部会議(本部会議)[対策本部長、水道技術管理者、本部員] 班会議[各班の構成員全員]（職員への情報提供も含む） 他班との連絡調整[担当責任者]								
	情報連絡 市民対応	情報連絡等	資料等の準備(情報連絡、応援要請関係) 通信機器の確保 緊急輸送車両確認証明書の確保 地震災害関係情報(道路被害・復旧状況等)の確認 水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の確認 内水の浸水・下水道施設・ポンプ場・猪名川流域下水道の被害状況、復旧計画の確認 厚生労働省、大阪府等との相互の情報連絡体制の確立 国土交通省、関係府県等との相互の情報連絡体制の確立								
		市民対応	広報（市長部局・報道等への提供） 苦情処理等（風水害による確認も含む）								
	他事業体への応援要請		応急給水の応援要請と配備(応援事業体等に対するもの) 応急復旧の応援要請と配備(応援事業体に対するもの)								
	物資等確保 用務	物資等の確保	宿舎・駐車場の確保と管理 給油所、車両整備所の確保 物資等の確保(食料、医薬品、救援物資等) 物品購入								
用務等		応援者・職員に対する用務(依頼受付と処理) 交通事故の処理 特命事項の実施									
応急給水	応急給水計画の策定等	資料等の準備(応急給水関係) 応急給水計画の策定(拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水)									
	応急給水の実施	応急給水の実施(応援事業体の配備・応急給水状況調査を含む)									
応急復旧 (施設・管路)	被害状況の把握と緊急措置	資料等の準備(応急復旧関係) 水道施設の被害状況・断水状況調査(緊急措置、配水調整を含む) 浸水被害及び下水道施設の被害状況調査(浸水処理を含む) ガス管等の他のライフラインの被害状況・復旧状況の確認									
	応急復旧計画の策定等	応急復旧計画の策定 施設復旧業者への応援要請と配備（点検・確認による復旧操作） 管路復旧業者への応援要請と配備（事後処理体制も視野に入れる） 応急復旧資材の確保（特殊な資材は実施担当で確保） 資材基地、残土置場の確保									
	応急復旧・運転の実施	漏水調査の実施 応急復旧工事の実施(応急復旧状況調査、仮設給水栓設置状況調査を含む) 応急運転の実施（浄水場・ポンプ場・猪名川流域下水処理場） 水質検査の実施									

注) \*1 : 当該業務の中で、関係機関等との連絡・調達、計画策定、現場作業の実施等の主要業務を行う担当( の部分)。  
各班には、主要業務( の部分)以外の業務もある。

## 被害状況報告書

報告者	氏名		所属	課
	連絡先	電話 -		
被害状況確認	日時	平成 年 月 日 ( )		
	場所	豊中市 町 丁 番 号		
	概要			
備考				

受信者	氏名		所属	課
	連絡先	電話 -		
処理対応	方法			
関係連絡先				
道路管理者(市・府・国)		担当者		通報時間 :
警察署 (豊中・豊中南)		担当者		通報時間 :
消防署 (北署・南署)		担当者		通報時間 :
その他		担当者		通報時間 :
		担当者		通報時間 :
適用				

## 初期活動職員参集報告書

参集日 年 月 日( )

番号	所属	氏名	参集時刻	出勤方法	備考
1			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
2			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
3			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
4			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
5			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
6			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
7			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
8			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
9			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
10			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
11			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
12			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
13			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
14			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
15			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
16			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
17			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
18			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
19			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
20			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
21			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
22			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
23			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
24			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
25			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
26			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
27			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
28			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
29			:	徒歩・自転車・単車・自動車	
30			:	徒歩・自転車・単車・自動車	